

岐阜県公報

第二千三百九十五号
平成二十四年十一月九日

(金曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 七三二^{ページ}

公示

平成二十三年年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(市町村課) 七三二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七三三

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 七三三

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 七三四

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 七三四

海津都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 七三五

落札者等に関する公示

(会計課) 七三六

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 七三六

告示

岐阜県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	美濃加茂和良線	関市富之保字町三〇六〇番一 地先から 同市同 地先まで 字同三〇九三番三	110.0	平成 24年11月10日	平成 26年11月13日

岐阜県告示第五百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十四年十一月九日

持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	大原線 富之保線	関市富之保字岩倉崎二九八四 番一地先から 同市同 地先まで	二・三・〇	平成 二四・一一・一〇	平成 一六・三・ 五

公 示

平成二十三年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による県内市町村の平成二十三年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同法第四項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成23年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率 (単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
------	--------	----------	---------	--------

岐阜市				5.2	16.2
大垣市				4.0	23.4
高山市				9.4	
多治見市				1.3	
関市				12.2	10.2
中津川市				13.9	89.0
美濃市				13.6	93.5
瑞浪市				6.2	20.9
羽島市				12.8	64.0
恵那市				11.4	51.4
美濃加茂市				12.3	28.9
土岐市				8.5	
各務原市				2.0	
可児市				5.2	
山県市				18.7	89.7
瑞穂市				3.7	
飛騨市				14.9	78.0
本巣市				5.7	7.0
郡上市				20.0	122.1
下田市				12.5	61.7
海津市				11.5	80.1
岐南町				9.3	
笠松町				7.5	72.2
養老町				8.4	87.3
垂井町				12.5	11.1
関ヶ原町				13.5	89.7

神戸町			9.5	52.0
輪之内町			8.1	48.7
安八町			15.1	112.4
揖斐川町			9.0	4.4
大野町			2.5	
池田町			11.8	61.4
北方町			11.4	9.8
坂祝町			11.4	
富加町			12.1	10.8
川辺町			10.9	41.7
七宗町			13.1	
八百津町			11.6	27.0
白川町			12.3	25.8
栗白川村			13.5	36.7
御嵩町			12.9	75.2
白川村			7.8	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合)は、「」と表記している。

2 資金不足比率
 県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足額はないため、算出される資金不足比率はない。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名 岩田 鈔次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光大野二六七五番地二八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興を図るとともに、レクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
 (病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年指月日定
医療法人 白水 会 白川病院	七加茂郡白川町坂ノ東五七 七〇番地	内科、外科、小児科、呼吸器科、消化器科、循環器科、泌尿器科、泌尿器科、皮膚科、整形外科	精神通院	平成 二〇二・一

心療内科 ツクヒルズクリオニ	各務原市古市場町二丁目 二番一号	心療内科、 精神科	精神通院	平成 二四・二・一
-------------------	---------------------	--------------	------	--------------

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
日本調剤 各務原薬局	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇 二番地一	精神通院	平成 二四・二・一
やしの実薬局	岐阜市西改田字川向二二九の一	精神通院	平成 二四・二・一
ピノキオ薬局 北方店	本巣郡北方町北方一七五二の四	精神通院	平成 二四・二・一
あさひ薬局	多治見市前畑町五丁目八五の三	精神通院	平成 二四・二・一
明和調剤薬局	多治見市明和町四の四の一〇	精神通院	平成 二四・二・一
浪花薬品株式会社 浪 花薬局	瑞浪市寺河戸町一〇七の三	精神通院	平成 二四・二・一
中部薬品 かたびら南 薬局	一 可児市帷子新町二丁目一八の 一	精神通院	平成 二四・二・一
中部薬品 多治見錦薬 局	多治見市錦町一丁目二一の一	精神通院	平成 二四・二・一
中日調剤薬局 寺内店	大垣市寺内町三丁目六一番地四	精神通院	平成 二四・二・一
貴船薬局 水海道店	岐阜市水海道五丁目二番二六号	精神通院	平成 二四・二・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
公益社団法人岐阜県看護協会 各務原訪問看護ステーション	各務原市那加桜町一の五九	精神通院	平成 二四・二・一
公益社団法人岐阜県看護協会 高山第一訪問看護ステーション	高山市昭和町三の三の六 ニュー 匠ハイツ一階	精神通院	平成 二四・二・一

公益社団法人岐阜県看護協会 古川訪問看護ステーション	飛騨市古川町若宮二のの六六 古川町総合会館内	精神通院	平成 二四・二・一
-------------------------------	---------------------------	------	--------------

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。
平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 年 月 日
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一の三七	精神通院	平成 二四・九・三
ベル薬局 広小路店	高山市名田町五の九五の五	精神通院	平成 二四・二・九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店長良店

岐阜市福光西二丁目五番一六号 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー本巢小柿店

本巢市小柿下起一〇五六番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー郡上八幡店

郡上市八幡町稲成字カゲ畑一〇〇七番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

海津都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

海津都市計画緑地

1号 木曾三川水郷公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び海津市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から

同 年十一月二十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地)を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ

いしむ記載せらるじふ。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察統合情報通信ネットワークシステム機器の賃借及びその維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年8月20日
- 4 落札者を決定した日 平成24年10月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内1丁目6番1号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 穂積 孝一
- 6 契約金額 130,338,180円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
(2) 所在地 岐阜市鼓田南2丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西郡井水土地改良区	平成二四・一〇・八	理事	松岡 一	揖斐郡揖斐川町清水 一五八二番地
			細野 治重	揖斐郡揖斐川町上三野 三一五番地
			小森 三一	揖斐郡大野町大字中之元五七五番地一
			松久 久	揖斐郡大野町大字野 一三〇〇番地
			所 清	揖斐郡大野町大字黒野 八六九番地
		監事	野村 和孝	揖斐郡揖斐川町福島 二九番地
			片桐 至	揖斐郡大野町大字松山 三番地一
			牧村 正樹	揖斐郡大野町大字西方四九七番地一

就任した役員

改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土地改良区	平成二四・一〇・九	理事	青木 信嘉	揖斐郡揖斐川町清水 一八九番地一
			細野 治重	揖斐郡揖斐川町上三野 三一五番地
			久保田 博視	揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古 三一八番地一
			澤野 廣司	揖斐郡大野町大字野 一一四五番地
			横山 公一	揖斐郡大野町大字黒野二二三番地六
		監事	小森 光夫	揖斐郡大野町大字中之元 五二八番地七
			堀 泰雄	揖斐郡揖斐川町清水 五七〇番地
			廣瀬 陸夫	揖斐郡大野町大字大野一〇四五番地一〇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土良地区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
揖斐郡大野町大字麻生	平成二五・六	理事	山岸 壽一	揖斐郡大野町大字麻生	二五六番地
同	同	同	細野 君男	揖斐郡揖斐川町上三野	三三七番地
同	同	同	山下 紀美	揖斐郡揖斐川町島	二四一番地
同	同	同	鳥本 千尋	揖斐郡揖斐川町公郷	四四一番地
同	同	同	加納 準一	揖斐郡大野町五之里	八六五番地
同	同	監事	桑原 利幸	揖斐郡大野町領家	三二二番地
同	同	同	國枝 敬司	揖斐郡大野町加納	二二一番地
同	同	同	加納 幸雄	揖斐郡大野町下方	三三八番地

就任した役員

土良地区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
揖斐郡大野町大字麻生	平成二五・九	理事	山岸 壽一	揖斐郡大野町大字麻生	二五六番地
同	同	同	細野 孝雄	揖斐郡揖斐川町上三野	二五四番地
同	同	同	山下 紀美	揖斐郡揖斐川町島	二四一番地
同	同	同	桑原 利幸	揖斐郡大野町大字領家	三二二番地
同	同	同	加納 準一	揖斐郡大野町大字五之里	八六五番地
同	同	監事	加納 幸雄	揖斐郡大野町大字三番地	三一八番地
同	同	同	國枝 敬司	揖斐郡大野町加納	二二一番地
同	同	同	牧村 忍	揖斐郡大野町大字公郷	一四四〇番地

平成二十四年十一月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社